

建設作業従事者の石綿粉じんばく露について、国・建材メーカーらの賠償責任が認められた事案

建設アスベスト訴訟（神奈川）事件



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

第1審 横浜地裁 平成24年5月25日判決（判例秘書 登載）

第2審 東京高裁 平成29年10月27日判決（判例タイムス 1444号137頁）

最高裁第1小法廷 令和3年5月17日判決（労働判例 1252号5頁）（本判決）

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

本件は、建設作業に従事していた者等が石綿関連疾患に罹患したことに関し、国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という）1条1項に基づく賠償を求めるとともに、建材メーカー等に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決は、一人親方等の労働者以外の者についても労働安全衛生法（以下「安衛法」という）57条等の保護の対象とする等、アスベスト訴訟に係る複数の論点について、最高裁としての判断を示しているが、^{1) 2)} 本稿では、紙幅の関係からその概要を紹介するにとどめる。

1. 事案の概要

1) 当事者

(1) 訴えた側（原告ら、控訴人ら、被上告人・上告人ら）

訴えたのは、主に神奈川県内において大工（一人親方を含む）等、建設作業に従事し、石綿粉じんばく露により石綿関連疾患に罹患したと主張する者70名（以下「Xら」という）またはその承継人である。

(2) 訴えられた側（被告ら、被控訴人ら、上告人・被上告人ら）

訴えられたのは、国（以下「Y1」という）及び建材メーカーら（以下「Y2ら」という）である。

2) Xらの請求の根拠

(1) Y1 に対しては、Xらが石綿関連疾患に罹患したことに関し、Y1の石綿粉じんばく露防止のための安衛法に基づく規制制限不行使が違法であるとして国賠法1条1項に基づく賠償を請求した。

(2) Y2らに対しては、Y2らが石綿関連疾患に罹患する危険性を表示することなく石綿含有建材を製造販売したことにより、Xらが石綿関連疾患に罹患したとして不法行為に基づく損害賠償を請求した。

3) 本判決が認定した事実関係の概要

(1) 石綿は、紡績性、抗張力、耐熱性等の特長を有しており、建材等に広く使用されてきた。

(2) 建設現場においては、石綿含有スレートボード等の建材を切断する際等に石綿が発散・飛散し、作業従事者は発散・飛散した石綿粉じんに直接的または間接的にばく露することがあった。

(3) Y2らのうち（株）エーアンドエーマテリアル、ニチアス（株）、

（株）エム・エム・ケイ（以下「マテリアルら」という）が製造販売する石綿含有ボード等は、昭和50年4月から平成4年までの間に相当回数Xらが稼働する建設現場に到達し用いられていた。

(4) 昭和60年頃の建設現場では、大半の労働者は防塵マスクを着用しておらず、昭和50年代も同様であった。

(5) 石綿関連疾患には、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚等がある。中皮腫のほとんどは、石綿粉じんばく露が原因であり、予後は極めて不良である。

(6) 昭和22年に旧労働基準法をもとに旧労働安全衛生規則と旧特定化学物質障害予防規則が制定されたが、昭和47年に安衛法が施行され、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という）が制定された。安衛法57条は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの等の譲渡等に際しては、名称ならびに人体に及ぼす作用または取扱い上の注意等の表示を義務づけていた。

2. 1審判決の概要

1審判決は、Xらの訴えをいずれも棄却した。

3. 2審（原審）判決の概要

(1) Y1 に対する国賠請求

Y1の昭和56年1月1日から平成7年にかかる規制権限不行使は、国賠法上違法と判断した。ただし、労働者以外の者との関係では、これを否定した。

(2) Y2らに対する損害賠償請求

中皮腫に罹患したXらについては、マテリアルらが、民法719条1項後段の適用により各損害の3分の1について連帯

責任を負うとした。また、石綿肺、肺がんまたはびまん性胸膜肥厚に罹患したXらについて、マテリアルらは、寄与度に応じた割合による分割責任を負うとした³⁾。

4. 本判決の要旨

本判決は、以下のように判断し⁴⁾、原判決のこれと異なる部分については破棄し、一部を原審に差し戻し、Y 1及びマテリアルらの上告は棄却した。

1) Y 1に対する国賠請求

(1) 石綿建材を扱う労働者との関係では、「労働大臣は、…昭和50年の改正後の特化則が一部を除き施行された同年10月1日には、安衛法に基づく規制権限を行使して、通達を発出するなどして、…建設現場における表示及び…掲示として、石綿含有建材から生ずる粉じんを吸入すると…石綿関連疾患を発症させる危険があること並びに…作業をする際には、必ず適切な防じんマスクを着用する必要があることを示すように指導監督するとともに、…省令制定権限を行使して、事業者に対し、屋内建設現場において上記各作業に労働者を従事させる場合に、呼吸用保護具を使用させることを義務づけるべきであった」として規制権限違反を認めた。また、この違法状態は「昭和50年10月1日から」1%を超える石綿含有製品の製造等を禁止した

改正安衛令が施行される前日の「平成16年9月30日まで」とした。

(2) 労働者以外の建設作業従事者との関係でも、「安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明かであるが」同法1条は「快適な職場環境…の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生じるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法57条が労働者に該当しない者を当然に対象外としているとは解し難い」とし⁵⁾、表示及び掲示の「規制権限は…労働者に該当しない建設作業従事者を保護するためにも行使されるべきものであったというべきである」⁶⁾として、労働者との関係同様、規制権限違反を認めた。

2) Y 2らに対する損害賠償請求

民法719条1項後段は、「被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用要件である⁷⁾」が、「被害者保護の見地から、上記の同項後段が適用される場合との均衡を図って、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当⁸⁾」であり、中皮腫に罹患した者のみならず中皮腫以外の石綿関連疾患に罹患した者との関係でもマテリアルらが、各損害の3分の1について連帯責任を負うと解するのが相当と判断した。

ワンポイント解説

1. 安衛法の保護の対象について

従前、安衛法の保護の対象は、同法2条2号に規定する「労働者」であり、一人親方等の労働者に該当しない者は対象外と解されていたが、本判決は、安衛法57条や特化則38条の3が、健康障害を生ずるおそれのある「物」や「場所」の危険性に着目した規制であること等から、労働者以外の者も保護の対象とした（上記下線①）。本判決は、安衛法のすべての規定に関して保護の対象を労働者以外に広げたものではないが、安衛法57条等との関係では、事業者との関係でも同様の判断がなされる可能性がある

ろう。なお、本判決を受けて、安衛法に基づく省令改正がなされた⁶⁾。

2. 民法719条1項後段類推適用

本判決は、民法719条1項後段の趣旨を「複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのが不明である場合に、被害者の保護をはかるため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換」したものと解した上で、上記下線②及び③のように判断した。最高裁が初めて同項後段の類推適用を認めたものとして重要な意義を有すると評されている⁷⁾。

1) 最高裁第1小法廷は、建設アスベスト訴訟について、本判決と同日に、本判決以外に3件の判決を言い渡している。

2) 本判決を踏まえて令和3年6月9日「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し（令和4年1月19日完全施行）、特定の期間に建設業務等に従事したことにより石綿関連疾患にかかった労働者等については、給付金（最高1,300万円）が支給されることとなった。

3) (株) エーアンドエーマテリアルの寄与度は10%、ニチアス(株) 及び(株) エム・エム・ケイの寄与度はそれぞれ3%と判断した。

4) 本判決は、原判決が建材メーカー2社の責任を否定した部分についても破棄し、原審に差し戻した。

5) 特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項等を掲示することを義務づけている特化則38条の3の掲示義務規定についても、「特別管理物質を取り扱う作業場が人体にとって危険なものであることに鑑み、上記の掲示を義務づけたものと解される」とし、「人体に対する危険があることは、そこで作業する物が労働者に該当するか否かによって変わるものではない」こと等から、「労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当」と判断している。

6) 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第82号）により、事業者には、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう一定の措置をこじることが義務づけられた。

7) 中野琢郎「最高裁 時の判例」ジュリスト1562号84頁